



高次脳機能障がいについて①

「高次脳機能障がい」とは

- 交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として、記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態を「高次脳機能障がい」という。日常生活の中で現れ、外見からは障がいがあるとわかりにくく、「見えない障がい」や「隠れた障がい」とも言われている。
- 高次脳機能障がいによって、日常生活や社会生活に制約があると診断されれば、精神障害者保健福祉手帳の申請対象になる。
- 学術的用語としての「高次脳機能障がい」は、脳損傷に起因する認知障がい全般を指し、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいのほか、いわゆる巣症状としての失語・失行・失認なども含まれる。
- 厚生労働省の支援モデル事業において、集積された脳損傷者のデータを分析した結果、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいを主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する一群の存在が明らかとなり、この一群が示す認知障がいを行政的に「高次脳機能障がい」と呼称している。

代表的な症状

- **記憶障がい**
 - 物の置き場所を忘れる。 ■新しいできごとを覚えられない。 ■同じことを繰り返し質問する。
- **注意障がい**
 - ぼんやりしていて、ミスが多い。 ■ふたつのことを同時に行うと混乱する。 ■作業を長く続けられない。
- **遂行機能障がい**
 - 自分で計画を立ててものごとを実行することができない。 ■人に指示してもらわないと何もできない。
 - 約束の時間に間に合わない。
- **社会的行動障がい**
 - 興奮する、暴力を振るう。 ■思い通りにならないと、大声を出す。 ■自己中心的になる。



高次脳機能障がいについて②

障害福祉サービス等における高次脳機能障がいを有する方への支援の充実【新設】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、高次脳機能障がいを有する方への支援については、以下の項目を新たに評価し、加算するもの（「高次脳機能障害（者）支援体制加算」）。

① 相談支援事業所（計画相談支援・障害児相談支援）

高次脳機能障がいの支援養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置している旨を公表している場合、その体制を評価するもの。

○現に、高次脳機能障がいを有する利用者に対して、指定計画相談支援を行っている場合

→ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位

○該当する利用者がいない場合

→ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位

※体制を整備することを評価するものであることから、全ての利用者に対して加算することができる。

② 障害福祉サービス事業所（生活介護や施設入所支援、就労継続支援A・B型など）

高次脳機能障がいを有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置・公表されている場合を評価。

高次脳機能障害者支援体制加算 41単位／日

高次脳機能障がいを有する利用者が、全利用者の100分の30以上であって、高次脳機能障がいの支援養成に関する研修を修了した従業員を事業所に50：1以上配置・公表している場合

高次脳機能障がいについて③



高次脳機能障がいの支援養成に関する研修

○令和6年2月19日付け厚生労働省通知

目 的：高次脳機能障がいについての知識を得ることやその障がい特性を理解することで、高次脳機能障がいの障がい特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成すること

実施主体：都道府県

対 象 者：障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障がい者の支援に従事する従業者 等

研修内容：厚生労働省の示す標準的なカリキュラムは別紙のとおり（この内容以上のもの）

基礎研修：720分 実践研修：760分

※修了証書の交付、研修修了者名簿登載あり

令和7年度の支援者養成研修の実施について

基礎：（講義）8月25日～9月1日（オンデマンド配信）、（演習）9月12日 9時～17時（集合研修）

実践：（講義）10月1日～10月8日（オンデマンド配信）、（演習）10月17日 9時～17時（集合研修）

申込などの詳細：県HP：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogai/fukushi/kurashi/shogaisha/20250702131619.html>

申込受付期間：7月7日（月）～8月1日（金）

詳細はQRコードからもご覧いただけます⇒

事務局：社会福祉法人善仁会 善仁会アカデミー TEL：（0985）64-8633



今回の体制加算により期待される主な効果

○高次脳機能障がいを有する方への専門的支援の提供（支援者の支援力向上）

○相談支援事業所や市町村を中心とする身近な地域での支援ネットワークの強化 など

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

<基礎研修>	◆対象:全ての障害福祉サービスの新人・若手職員等
	◆研修のねらい:
	・障害福祉サービスの対象となる高次脳機能障害者について知る。
	・高次脳機能障害者の障害特性を理解し、日常的な支援での対応方法を習得する。

	時間	科目	内容
I 講義	360		
高次脳機能障害支援者基礎研修とは	40	基礎研修の趣旨説明	本研修の対象となる障害・研修の構成
高次脳機能障害とは		障害の定義	高次脳機能障害の定義・Q&A・各論の紹介
高次脳機能障害の診断・評価	40	障害特性の理解	典型画像と経過・症状の現れ方
病院で行うリハビリテーション	40		問診・神経心理学的評価 【日常生活で気づくこと・留意すること】
			医学的リハビリテーション 病院から地域へ 【診断書のポイント・地域支援体制】
失語症とコミュニケーション支援	40	失語症とコミュニケーション支援	失語症と具体的な対応の要点
制度利用	40	制度利用	障害者手帳と総合支援法サービスを中心に
相談支援	40	地域におけるリハビリテーション	情報収集とアセスメント
生活訓練	40		自立訓練(生活訓練)における支援の取組
復職・就労移行支援	40		障害福祉施設及び障害者雇用施策における取組
生活と支援の実践	40		就労継続支援B型事業所の例から
II 演習	360		
障害特性の理解:診断・評価体験	90	診断・評価体験	「順唱」「線分二等分」や「描画」等の体験(注意や記憶の働き等の理解) MMSE/WAIS/BIT/BADS など、基本対応
障害特性に応じた支援	90	退院時の実際 情報収集とアセスメント	課題提示 グループ検討・発表 解説・質疑
生活訓練の実践	90	生活訓練の実践	課題提示 グループ検討・発表 解説・質疑
復職・就労移行支援	90	復職・就労移行支援	課題提示 グループ検討・発表 解説・質疑

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

<実践研修>	◆対象:サービス管理責任者、相談支援専門員などの高次脳機能障害者支援の経験者等
	◆研修のねらい:
	・多職種連携(チームアプローチ)の重要性を理解する。
	・高次脳機能障害者の支援の短期的な方向性(個別支援計画等)を立てることができるようになる。

	時間	科目	内容
I 講義	400		
障害特性に応じた支援・地域の支援体制	40	障害特性に応じた支援	地域における高次脳機能障害の支援体制
認知症との共通点と相違点	40		認知症との共通点と相違点
発達障害との共通点と相違点	40		発達障害との共通点と相違点
小児期における支援	40	ライフステージに応じた支援	小児期発症の高次脳機能障害の特徴/復学支援
長期経過とフォローアップ	40		各ライフステージにおける高次脳機能障害の特徴/支援
多職種連携・地域連携:チームアプローチの重要性	40	チームアプローチの重要性と支援の原則	地域連携とチームアプローチ
多職種連携・地域連携:家族(きょうだい)支援・当事者家族会の活動	40	家族(きょうだい)支援・当事者家族会の活動	高次脳機能障害者家族支援
コミュニケーション支援	40	コミュニケーション支援(地域生活・職場での支援)	失語症・高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の理解
支援の実践的な枠組みと記録	40	支援の実践的な枠組みと記録	支援の実践的な枠組み・プロセス/アセスメント書と支援の手順書の理解/記録方法
自動車運転再開支援	40	自動車運転再開支援評価・手続き	高次脳機能障害者の自動車運転再開支援に関する法制度・運転評価・課題や留意事項などの理解
II 演習	360		
障害特性の理解と対応方法	180	1. 障害特性の理解と対応方法 2. 障害特性とアセスメント	高次脳機能障害者の心理と対応法の理解 障害特性に基づくアセスメント グループワーク(障害特性の把握と対応方法のディスカッション) 対応方法演習(ロールプレイ) グループワーク及び発表(対応方法の振り返りと支援計画検討)
環境調整による支援と記録に基づく支援の評価	180	1. 環境調整の考え方と方法 2. 記録の収集と分析	強みや好みを活かす視点 環境調整の考え方 環境調整の方法 行動の記録の方法 記録の整理と分析 再アセスメントと手順書の修正 チームアプローチを学ぶ(個別支援計画作成演習) グループ検討/まとめ

▶ 就労支援機関

- ✓ ハローワーク宮崎専門援助部門
電話:0985-23-2245(代)
- ✓ 宮崎障害者職業センター(宮崎)
電話:0985-26-5226
- ✓ みやざき障害者就業・生活支援センター
電話:0985-63-1337



▶ 各種障がい者手帳

- 精神障害者
保健福祉手帳** 高次脳機能障がい日常生活や社会生活に
制約があると診断された方に交付されます。
- 身体障害者
手帳** 手足の麻痺や音声・言語障がいなどがあ
り、障がいの程度により交付されます。
- 療育手帳** 18歳未満の受傷や発症で、知的発達に障が
いが生じた障がい児(者)に交付されます。

〈窓口〉各市町村福祉担当課

▶ 高次脳機能障がいかもと思ったら…?

相談
窓口

宮崎県身体障害者相談センター

宮崎市霧島1-1-2 宮崎県総合保健センター5階
電話(0985)29-2556 | FAX (0985)31-3553

相談は、電話やお問い合わせフォーム などでお受けしていま
す。来所による相談をご希望の場合は、事前に連絡をお願い
します。

支援コーディネーターをはじめ、理学療法
士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、臨床
心理士が、それぞれの専門性を生かした
チーム支援を基本にご相談に応じます。



お問い合わせ専用フォーム

▶ 出前講座

高次脳機能障がいの特徴や対応の留意点などを、支援コー
ディネーターが、団体や事業所、学校の職員研修などに赴き、
分かりやすく説明します。お気軽にお問い合わせください。

▶ 宮崎県の支援体制

- ✦ 宮崎県身体障害者相談センター
- ✦ 宮崎大学医学部附属病院



地域リハビリテーションの中核を担う身体障害者相談
センターが、高次脳機能障がい総合相談・支援拠点
機関として、医学的支援拠点・研究機関である宮崎
大学医学部附属病院とともに、高次脳機能障がいのある
人への支援を進めています。

▶ 支援協力医療機関(47機関)

令和5年4月1日時点

支援協力医療機関では支援拠点機関と連携し、地域に
おいて高次脳機能障がいのある人への支援を行って
います。受診を希望される場合は、事前に当該医療機
関にお問い合わせください(紹介状が必要な医療機関
もございますのでご注意ください)。

- ✓ 支援協力医療機関
- ✓ 確定診断が可能な医療機関



QRコードよりアクセスし確認してください

▶ みやざき高次脳機能障がい家族会「あかり」

家族会では会員同士の交流を図るとともに、情報交換
などを通じ、当事者や家族の社会生活の向上を図る活
動をしています。ぜひお気軽にご参加ください。

- 定例会** 毎月第3土曜(8月と12月を除く)
- 時 間** 13:30~15:30
- 場 所** 宮崎県総合保健センター 4階
リハビリテーション交流室
- 連絡先** 090-6421-1192
akari.kazokukai@ymobile.ne.jp



家族会あかりHP

ご存知ですか?

高次脳機能 障がい

高次脳機能障がいは事故や病気などで脳に損傷を受け、
その後遺症などとして記憶、注意、遂行機能、社会的行動
といった認知機能(高次脳機能)が低下した状態をいいま
す。日常生活の中で現れ、外見からは障がいがあると分
かりにくく、「見えない障がい」や「隠れた障がい」などと
言われています。



主な原因

脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血)、脳炎、脳腫瘍などの病気に
よる脳の損傷や、交通事故、転倒、転落などの事故による脳損傷など

宮崎県身体障害者相談センター

(高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関)

電話 (0985) 29-2556
FAX (0985) 31-3553

宮崎県身体障害者
相談センター HP



頭のケガや病気の後から起こる **こんな症状に困っていませんか？**

これらの症状が多いなあとと思う方、それ、もしかすると

高次脳機能障がい かもしれません。

記憶障がい

- ☑ 物の置き場所を忘れる
- ☑ 同じ事を繰り返し質問する
- ☑ 予定や約束を忘れてしまう
- ☑ 聞いたことをすぐに忘れてしまう



注意障がい

- ☑ ぼんやりしてミスが多い
- ☑ 注意、集中力が低下してしまう
- ☑ 課題に集中し続けることができない
- ☑ 作業を終わらせるのに時間がかかる



遂行機能障がい

- ☑ ふたつの事を同時に行うと混乱する
- ☑ 約束の時間に間に合わない
- ☑ 段取りよく作業できない
- ☑ 行事など急な予定変更混乱する



社会的行動障がい

- ☑ やる気がなく、前向きになれない
- ☑ こだわりが強い
- ☑ 自己中心的になる
- ☑ ささいなことでイライラしてしまう



その他の症状

- 失行症** 手足は動くのに意図した動作や指示された動作を行うことができない。
- 失認症** 見えていたり触っていたり聞こえていたりするが、それが何なのか、何の音なのか分からない。
- 失語症** 話す、聞く、読む、書くなどの障がいによってコミュニケーションが難しくなる。

など

障がいへの気づき

症状に気づくまでに
時間がかかることが多い

障がいへの
気づき



入院

退院

職場復帰

ミスが続くなど

原因となる脳の損傷から、障がいの気づきまでに時間がかかるとともに、外見からは障がいがあることが分かりにくいことから、誤解を受けたり、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、退院後さまざまな困難を抱えながら生活している方が多くいます。

高次脳機能障がいと認知症の違い

認知症が徐々に進行する病気であるのに対し、高次脳機能障がいは、受傷や病気の発症など時期が明確で、基本的に進行することはありません。



子供の場合

- + 受傷した年齢や原因によって状態が異なる
- + 就学後に症状が目立つことが多い
- + 発達や周りの環境によって症状が変化する
- + 二次障害の予防が必要となる

※ 発達障がいは生まれつきの脳機能障がいである先天性の障がい、高次脳機能障がいは脳損傷後に生じる後天性の障がいのこと